

令和8年熊本地震関連情報等

7月28日に発生した「令和8年熊本地震」及び8月13日からの千葉県の大雨に伴う災害等により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

金融庁では、ウェブサイト上に「令和8年熊本地震関連情報」ページを開設し、被災者の皆さまに役立つ情報を提供しています。

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake202607/press.html>

現在提供中の情報について、以下のとおり一部ご案内します。

■ 令和8年熊本地震金融庁相談ダイヤル

金融庁では、令和8年熊本地震発生に際し、被災者の皆様が金融機関のどの窓口に関心があるのか、あるいは、金融機関とのお取引に関するご相談を受け付けるため、「令和8年熊本地震金融庁相談ダイヤル」を開設しました。

当ダイヤルはフリーダイヤルですので、金融機関とのお取引に関してご心配なことがある場合には、お気軽にご相談ください。

 **0120-156811**（フリーダイヤル）

【受付時間】 平日10:00～17:00

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

 **saigai@fsa.go.jp**（メールアドレス）

■ 住宅ローン関係

一般の災害で住宅ローンなどの返済にお困りの被災者（個人）の皆様に対応するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイド

ライン」※を活用することにより、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

■ 生命保険及び損害保険関係

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方の契約照会を受け付けます。詳細は、[金融庁ウェブサイト](#)等をご確認ください。

■ 義援金等を装った詐欺への注意喚起

過去の災害・震災時には、義援金の募集を装った振り込め詐欺等が多数認められており、今回の令和8年熊本地震においても同様に、皆様の善意に乗じた卑劣な犯罪が発生する恐れがあります。義援金等を装った詐欺に遭わないよう、十分にご注意ください。

■ 災害等に対する金融上の措置について

・ 令和8年熊本地震

九州財務局では、日本銀行との連名で、災害救助法が適用された熊本県内の金融機関等に対して、金融上の措置を要請しました。

<https://www.fsa.go.jp/news/r8/ginkou/20260729.html>

・ 令和8年8月千葉豪雨

関東財務局では、日本銀行との連名で、災害救助法が適用された千葉県内の金融機関等に対して、金融上の措置を要請しました。

<https://www.fsa.go.jp/news/r8/ginkou/20260814.html>

今後も随時情報を更新して参りますので、是非ご利用ください。

※ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」（東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）<http://www.dgl.or.jp/>